

協働

あなたの地区の嘱託員をご紹介します

☎ 総務課 協働推進係 ☎ (232) 2111

平成25年度第1回嘱託員会議を5月16日、役場大会議室で開催しました。会議では、町長が退職した嘱託員17人の皆さんに感謝状を贈呈し、新しい嘱託員16人の皆さんに委嘱状を交付しました。今年度の各行政区の嘱託員の皆さんは次のとおりです。

■ 菊陽町嘱託員(継続・新任)

(敬称略)

校区	行政区	氏名	校区	行政区	氏名
菊陽南小学校区	井口	田中 健次	菊陽北小学校区	古閑原	高木 一孝
	辛川	山口 重信		入道水	古荘 敬一
	道明	松野 信行		柳水	上田 紀昭
	曲手	西岡 和明		馬場	城 良明
	馬場楠	高田 孝章		鉄砲小路	舟津 敬二
	戸次	松村 秀俊		長塚	古川 信寛
菊陽中部小学校区	上中代	田崎 勝則	武蔵ヶ丘小学校区	新町	前田 康彦
	出分	豊住 量基		南方	久保田昌生
	中代	橋本 司		中尾	中村 敏秋
	川久保	南 俊也		駅前	赤塚 茂則
	津留	阪本 茂春		光の森1町内	坂本 達也
	大堀木	矢野 亮一		光の森2町内	須藤 靖明
	下原	西 勲	武蔵ヶ丘北小学校区	光の森4町内	山本 龍二
	宮ノ上	江口 重治		光の森5町内	江口 肇
	ひばりヶ丘	佐和田 寛		武蔵ヶ丘1町内	竹下 輝昭
	あさひヶ丘	板垣 勝幸		武蔵ヶ丘2町内	西山サトル
	津久礼ヶ丘	江島 均		武蔵ヶ丘3町内	米田 亮子
	上津久礼	阪本 泰一		武蔵ヶ丘4町内	井原理恵子
	下津久礼	土野 和道		武蔵ヶ丘5町内	丸山 勉
	緑ヶ丘	江平 民生		武蔵ヶ丘6町内	前田 光喜
菊陽西小学校区	緑陽台	今村 秀昭		武蔵ヶ丘7町内	西田 力男
	三里木	岸田 年弘		武蔵ヶ丘8町内	森田 忠満
	三里木北	松本 仁		八久保	隈部 勲
	新山	矢津田源一		花立	早野 洋一
	境の松	中村 誠喜		南花立	梅北 兼弘
	新成	才藤 和也		向陽台	西野 洋
	北新山	中岡 勉		南八久保	竹之内千尋
	杉並台	嵯峨根千歳			
	青葉台	高宮 茂巳			
	東ヶ丘	古川 武志			
	沖野	松永 功			

▶ 第1回嘱託員会議
会議では嘱託員の皆さんに、
行政報告や各課からの連絡事
項などの説明を行いました。

■ 退職嘱託員

(敬称略)

行政区	氏名
曲手	坂田 輝明
馬場楠	楠野 陽一
上中代	吉本 次男
出分	鎌田 建男
川久保	島川 春信
津留	坂本 孝一
大堀木	甲斐 盛博
ひばりヶ丘	富永 司
あさひヶ丘	淀 保志
緑陽台	大串 良信
古閑原	原田 道行
鉄砲小路	秋山 茂治
長塚	右田 完爾
光団地	横手 公哉
光の森2町内	岡部 達郎
光の森4町内	中道 一成
向陽台	塩井 素行

嘱託員とは

嘱託員とは、町の行政を円滑にするために、町長が委嘱を行う特別職の地方公務員です。嘱託員の主な業務には、行政情報の伝達や配布物、各種調査・報告に関することなどがあります。地域や行政について知りたいことがあれば、身近な嘱託員にお尋ねください。



菊陽町と大津町 両町の消費生活相談窓口が利用できるようになりました

☎ 総合政策課 総合政策係 ☎ (232) 2112

町は、大津町と消費生活相談業務広域連携に関する協定を締結しました。この協定により、両町の住民がお互いの相談窓口を利用することができるようになりました。

菊陽町役場で5月2日、家入勲大津町長、後藤三雄町長をはじめとする関係者出席のもと、大津町との消費生活相談業務広域連携協定調印式を行いました。

消費生活相談窓口は、大津町が毎週火曜日、菊陽町が毎週木曜日に開設しているもので、消費生活などにおけるさまざまなトラブルに対して、専門の相談員が相談を受け付けています。

この協定の締結により、両町の住民は、消費生活相談窓口を相互利用することができるようになります。訪問販売やネット通販、多重債務などの消費生活に関することで、心配なことや不安なことがありましたら、お気軽に下記窓口にご相談ください。

調印式では、協定書の署名の後、家入大津町長が「消費生活相談窓口は、消費生活において泣き寝入りのない生活を送ってもらうための窓口なので、両町の窓口を活用しながら、気軽に相談してもらいたい」、後藤町長は「本日の協定の締結により、大津・菊陽両町の消費生活

相談体制の充実はもとより、両町の住民の皆さんが安全で安心して暮らせるまちづくりの推進につながると考えている」とそれぞれあいさつし、消費生活相談窓口の活用による住民の安全、安心の確保への期待を述べました。



▲調印式で握手を交わす家入大津町長(左)と後藤町長(右)

消費生活相談窓口

大津町

相談日	毎週火曜日 (祝日、年末年始を除く)
時間	午前10時～午後4時
開設場所	大津町役場 2階 住民相談室
電話番号	総務課 ☎ (293) 3111

菊陽町

相談日	毎週木曜日 (祝日、年末年始を除く)
時間	午前10時～午後4時
開設場所	菊陽町役場 1階 消費生活相談室
電話番号	総合政策課 ☎ (232) 2112

※大津町の消費生活相談窓口も利用できます。電話は担当課で受けた後、相談室へ転送します。

相談窓口の利用方法

- 電話相談、面談相談のどちらもできます。
- 面談相談の際は、契約時の書類や関係資料などをお持ちください。
- 面談相談は、電話で予約することもできます。